

# 喜界町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成30年3月20日（火）  
午後 2時30分～午後 3時30分
2. 開催場所：喜界町役場会議室
3. 出席農業委員：（11名）
4. 出席推進委員：（3名）
5. 欠席推進委員：（2名）
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について  
議案第11号 非農地証明の審議について  
議案第12号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定  
による意見書について
  - 第3 報告第 3号 農地台帳新規搭載について
7. 農業委員会事務局出席職員（2名）
8. 農業委員会事務局欠席職員（1名）

## 9. 会議の概要

発言者	発言内容
事務局	<p>ただ今から平成30年第3回定期総会を開会いたします。 はじめに会長よりご挨拶お願いいたします。</p>
会長	<p>【皆さんお疲れ様です。本日もお忙しい中ご出会下さりありがとうございます。さて、今年度最後の総会となりました。局長は本日欠席でございますが、3月末を持って定年退職とされます。大変お疲れ様でございました。それでは早速ですがお手元の資料に基づきご審議の方をよろしくお願いいたします。】</p>
事務局	<p>それでは会を進めて参りたいと思います。出席委員は11名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。喜界町農業委員会会議規則第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および会議書記の指名を行います。喜界町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員は、8番、11番をお願いいたします。なお、会議書記には事務局職員の庶務係を指名いたします。以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは、日程第2の議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。事務局の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今回の農地法第3条の許可申請は、議案6件でございます。まず、議案第9号は全て所有権の移転に関する件でございます。</p> <p>【議案第9号、受付番号1から6までを議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>受付番号1から6までは、添付の審議内容にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当いたしませんので、許可要件の全てを満たすものと判断いたします。</p> <p>以上で議案の朗読並びに説明を終わります。</p>

発言者	発言内容
議長	<p>ただいま朗読がありました議案書の内容に関しまして、それぞれの地区の担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。</p>
6番	<p>受付番号1番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人と譲受人は、親戚関係でございます。 譲渡人は、今後申請地を小作しないということで譲受人へ売り渡したようです。 譲受人は、買い受けた事に相違ないとのこと。意欲的に営農に励んでおりますので何ら問題無いと思われます。以上です。</p>
6番	<p>受付番号2番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人は、今後帰島する予定はないため譲受人へ売り渡したようです。 譲受人は、自身の所有地に隣接しており今後小作するということで買い受けたようです。以上です。</p>
4番	<p>受付番号3番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人と譲受人は姉弟でございます。 譲渡人は、弟である譲受人へ農地を譲渡したことに間違い無いようです。 譲受人は、現在申請地の小作はしていませんが今後小作する予定で譲り受けたようです。以上です。</p>
8番	<p>受付番号4番と5番については譲受人が同一で関連がありますので、まとめて説明説明いたします。 まず4番の譲渡人は5番の譲渡人の義理の兄です。今回の件については、4番の譲渡人を中心に段取りを進め申請に至ったようです。 譲受人は、法人で意欲的に営農に励んでおりますので何ら問題無いと思われます。以上です。</p>
議長	<p>受付番号6番につきましては、2番推進委員が申請人になっている事案ですので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>(2番推進委員 退席・退室)</p>
4番	<p>6番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人と譲受人は、親戚関係でございます。 譲渡人は、先日譲受人と会って今回の申請について農地を譲り受けて欲しい旨話をしたそうです。 譲受人は、農地を譲り受けた事に間違い無いということです。以上で</p>

議長	す。  議決終了後（2番推進委員 入室・着席）  ありがとうございました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。
議長	【質問、意見なし】  よろしいですか。それでは採決いたします。議案第9号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	【全員挙手】  全員賛成ですので、議案第9号は原案の通り決定いたしました。

発言者	発言内容
議長	次に、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、5件でございます。 第10号の議案書をご覧ください。喜界町より平成30年3月30日付けで農用地利用集積計画（案）の決定を求められています。  賃借権が4件、使用貸借が1件です。 面積は、合計16,794㎡です。  【議案第10号、計画番号38番から42番までの農用地利用集積計画（案）について議案書をもとに説明】
事務局	以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。 なお、計画番号40番は設定するものが喜界町となっておりますがこれは町が運営をしているアグリハウスになります。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ご質問ご意見等はございますか。
9番	計画番号40番についてですが、設定期間が1年5カ月と中途半端に

事務局	なっている理由は何ですか。
議長	アグリハウス研修は期間が決まっており、来年の8月末までの設定期間となっているためです。
議長	他にありませんか。
議長	【質問、意見なし】
議長	よろしいでしょうか。それでは、計画番号38番から42番までにつきまして採決いたします。議案第10号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

発言者	発言内容
議長	それでは、議案第11号「非農地証明願いの審議について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 今月の非農地証明願いの案件は、2件でございます。
事務局	それでは議案第11号の議案書をご覧ください。
事務局	【議案書に基づいて、非農地証明願いの内容を説明】
事務局	2件の申請はいずれも喜界町からの申請で、公園として利用する計画があります。(にぎわい回路整備工事)
議長	ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
5番	会長、副会長、事務局職員を交えて現地調査を行って来ましたので報告いたします。 まず1件目につきましては、数十年間農地として利用されておらず荒廃状態で、今後も農地として利用することは困難であることから、非農地として妥当だと判断しました。 次に2件目ですが、町が製鉄所跡地として公園とする計画がある土地です。しかし、現況は農業用機械で整地可能で容易に農地として耕作を再開できる状態のため、農地法第2条第1項に該当すると判断しました。 また、周辺は土地改良をした農地が広がっているため農地として復元後、継続して利用することができると思込されることから周囲の状況から見ても非農地として判断することはできないと思われます。

議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。意見等ございますか。</p> <p>【質問、意見なし】</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは議案第11号につきまして採決いたします。1件目は原案のとおり決定し、2件目は非農地として証明できないと判断することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第11号はそのように決定いたします。</p>

発言者	発言内容
議長	<p>次に、議案第12号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による意見書について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今回の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3の2第2項の規定による意見書については除外が1件でございます。議案第11号の1件目の土地と同一です。</p> <p>【議案書に基づいて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3の2第2項の規定による意見書の内容を朗読・説明】</p> <p>【除外】  事業計画・・・農用地区域からの除外  事業規模・・・485㎡（5筆）</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
5番	<p>事務局を交えて現地調査を行って来ましたので報告いたします。申請地は農用地区域からの除外の申請です。先ほどの議案11号でも説明しましたとおり今後農地として利用することは困難で、喜界町が公園とする計画もあるということで除外妥当だと思われまます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等はございますか。</p> <p>【質問、意見なし】</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。それでは、採決いたします。議案第12号につ</p>

議長	<p>いて、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成ですので、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。</p>
----	--

発言者	発言内容
議長	<p>次に報告事項に入ります。報告第3号の「農地台帳新規登載について」</p> <p>ですが、報告事項の朗読と説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告第3号「農地台帳新規登載報告書」の件数は3件でございました。</p> <p>いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備いたしておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの報告第3号につきまして、発言等のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【発言等なし】</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。</p>

発言者	発言内容
事務局	<p>以上で本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、これをもちまして平成30年第3回喜界町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の議事録については、正確を記するため記名押印をする。

議事録署名委員 益田 豊一

議事録署名委員 永野 保